

旭水経第 1905 号
令和 6 年 4 月

受託事業者各位

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝
(上下水道部経営企画課担当)

旭川市水道局発注の業務の契約履行に際して

皆様には、日頃から上下水道事業等の業務推進に御協力いただきありがとうございます。

このたび、市水道局発注業務の契約を締結するに当たり、公の業務の受託事業者として守っていただく事項についてお知らせします。契約書のほか本書の内容についてもよく承知され、契約を適正に履行されるようお願いいたします。

- 1 関係法令の遵守
- 2 労働時間及び賃金について
- 3 労働災害事故等の防止
- 4 福祉の充実
- 5 再委託の禁止
- 6 相談窓口の情報提供

別紙 「旭川市の公契約条例を御存じですか？」

1 関係法令の遵守

契約の履行に当たっては、労働基準法、最低賃金法等の関係法令を承知し、受注者としてこれらに反する行為のないよう留意してください。

2 労働時間及び賃金について

(1) 法定労働時間が1週40時間（1日8時間）となっております。

この時間を超える労働に対しては、労使で協定を締結の上、労働基準法に定める率の割増賃金を支払わなければなりません。また、休日及び深夜（午後10時から午前5時）に労働させた場合にも、割増賃金支払の対象になります。

なお、時間外労働の上限時間は、原則として月45時間、年360時間になっています。特別な事情で臨時的に超える場合であっても年720時間以内とされているほか、時間外労働と休日労働の合計についても月100時間未満、2～6か月平均でも1か月当たり80時間以内にしなければなりません。

(2) 年次有給休暇の付与日数は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日となっています。いわゆるパートタイム労働者についても、同様に扱う必要があります。なお、これらの労働者には、年次有給休暇を年5日必ず取得させなければなりません。

(3) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払わねばなりません。支払いの遅延などの事態が起こらぬよう十分配慮してください。

(4) 賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の賃金を払うこととなっていますが、業務内容に応じ、より適正な賃金水準を確保するよう配慮してください。

また、清掃業務委託については、市水道局では、国土交通省が毎年実施している建築保全業務労務単価実態調査結果に基づいて決定した建築保全業務労務単価を参考に決定した労務単価（単価については、旭川市ホームページでの公表、公告又は指名通知に添付及び業務を行う施設等での掲示の方法によりお知らせしています。）を使用して清掃業務委託料の積算をしております。各事業所におきましては、労働者の生活安定、労働力向上のため

めにも、この労務単価を参考にしてください。

※上記の労働時間及び賃金に係る労働環境の確保については、必要により事情を聞くなどの確認調査や関係機関への通知を行う場合がありますので留意してください。

3 労働災害事故等の防止

(1) 業務を履行するに当たっては、必要な安全管理の措置を講じてください。特に、施設設備及び機械等の維持管理のように機械器具を用いる作業や危険区域に立ち入る必要のある業務については、業務に従事する作業員の安全管理はもちろん、必要に応じ来庁者の安全管理にも配慮してください。

監督員（担当職員）とは常に連絡を密にしてください。

(2) 労働者の移動及び資機材の運搬等に当たっては、始業時の車両点検整備、悪質違反運転者の排除、過積載の禁止を徹底するなど交通関連法規を遵守し、交通事故の防止に努めてください。

(3) 万一の事故に備えて受託者は、業務の内容により任意の労災保険、損害賠償責任保険等に加入するよう配慮してください。

第三者に対する損害の賠償は原則として受託者の負担とする旨、契約書にも明記されています。

(4) 市水道局発注業務にかかわり次の各号に該当する事故等が発生した場合は、文書により速やかに監督員（担当職員）を経由して旭川市水道事業管理者（以下、「管理者」という。）に報告してください。

① 労働安全衛生規則第97条に規定する労働者死傷病報告を提出すべきもののうち、休業日数が4日以上となる見込みの労災事故

② 公衆に死亡又は負傷者を生じさせた事故

③ 業務関係車両による社会的影響があると認められる交通事故等

4 福祉の充実

(1) 労働保険はもとより、労働者の福祉向上のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入してください。

なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導してください。

(2) 労働者の健康管理のため健康診断を行うよう努めてください。特に、常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及び1年以内ごとに1回、定期的に必要な健康診断を行ってください。

5 再委託の禁止

市水道局では、業務の全部を一括して又は主たる部分(仕様書で指定する部分)を第三者に委託することを禁じています。やむを得ず業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、契約約款に従い管理者の承諾を得てください。

承諾を得て第三者に委託する場合には、後日紛争の起こることのないよう業務内容に応じ、再委託の内容、再委託代金の額、支払期日、支払方法その他の事項を受託者(下請負である受託者)に書面で明示してください。

6 相談窓口の情報提供

労働条件に関して疑問などについては、関係機関において専門員等を配置した相談窓口が設置されており、相談することができます。健全な労使関係や信頼関係の構築の上からも相談窓口について労働者へ情報提供するよう努めてください。

<主な相談窓口>

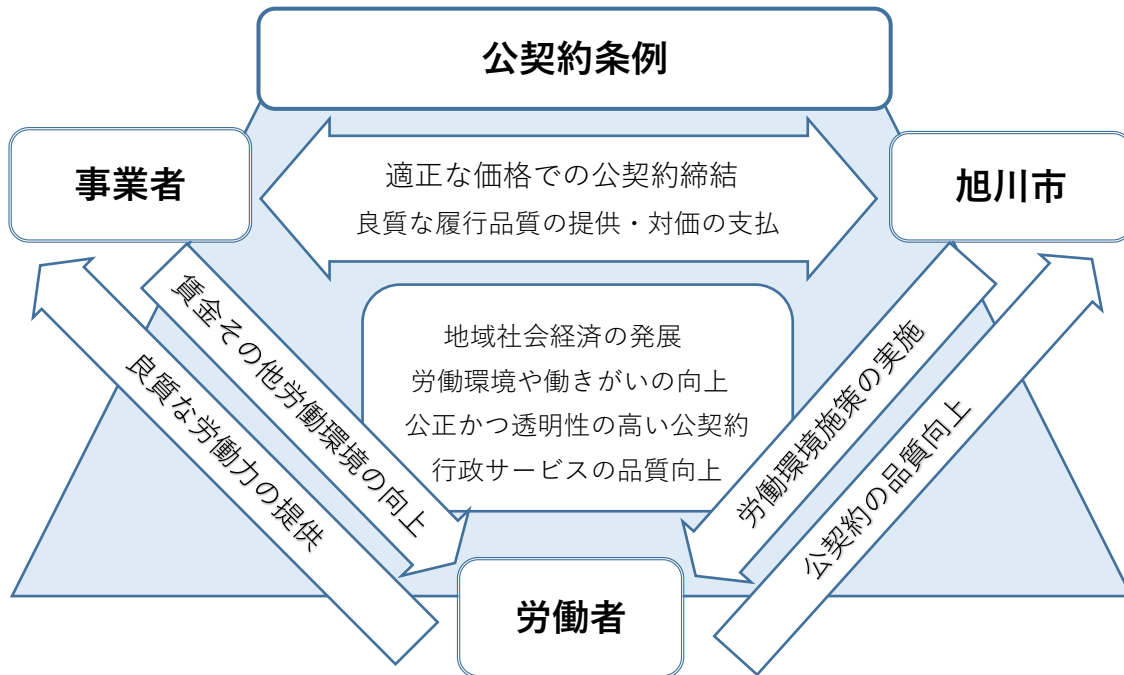
- ① 旭川総合労働相談コーナー(厚生労働省北海道労働局)
専門の相談員が面談あるいは電話で対応
電話：0166-99-4703
旭川労働基準監督署内(旭川市宮前1条3丁目3番15号)
相談時間：<月～金>8:30～17:15
(祝日・年末年始除く)
- ② 労働相談ホットライン(北海道)
労働問題の専門家である社会保険労務士が相談を担当
電話：0120-81-6105
相談時間：<月～金>17:00～20:00
<土> 13:00～16:00
(祝日を除くほか、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く場合があります。)

旭川市の公契約条例を御存じですか？

「公契約条例」とは？

旭川市では、地域企業へ発注することで企業の健全な成長を支え、労働者の雇用の安定や労働環境の確保につなげることで、地域社会や地域経済の持続的な発展と、市民の福祉の増進を図ることを目的に「旭川市における公契約の基本を定める条例（公契約条例）」を定めております。

公契約条例のイメージ



条例では事業者には3つの責務を定めています。

- ① 公契約に関わる**社会的責任の自覚と関係法令等の遵守**
- ② 公契約の業務に従事する者の**労働環境の向上**
- ③ 市の公契約に係る**施策への協力**

事業者の皆様へ（お願い）

この条例には、公契約に従事する労働者の労働環境について、事業者の皆様と市双方の責務が定められております。

私たちの目標は、協力して労働環境の向上に取り組み、労働者の働きがいを創出する中で履行品質（＝行政サービス）の向上に努め、その結果を地域に還元することで、市民が安心して生活できる地域社会の実現を目指すことにあります。

条例の趣旨を御理解いただき、条例に定める取組の推進に努めていただきますよう、御協力をお願いします。